

太陽光発電所ネットワーク支援者のみなさまへ

平成 28 年 5 月吉日

特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 602

Tel 03-5805-3577 FAX 03-5805-3588

仮認定NPO取得のお知らせおよび財政基盤強化のための寄付のお願い

拝啓 青葉の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

太陽光発電所ネットワークは、本年 2 月で NPO 法人化 10 周年を迎えました。その間、当団体は太陽光発電（以下 PV）をはじめとする自然エネルギーの普及・促進を図るため、会員参加による情報交換・交流の場づくり、発電データの蓄積、発電システムの評価、社会・行政への提言等を行って参りました。こうした活動の成果もあり、現在の会員数は 2600 名を越えるまでに成長しました。また、国や企業などとは異なるユーザー視点での情報発信や、とにかく「PV はメンテナンスフリーである」と言われてきたことに対して、それが必ずしも正確ではないことを、産業技術総合研究所との共同調査で明らかにするなど、PV の健全な普及に寄与してきました。こうした地道な社会貢献が評価され、平成 27 年 11 月 17 日、東京都より「仮認定 NPO 法人」、即ち公益性の高い NPO 法人として認められました。これもひとえに、会員、その他のみなさまの温かいご支援、ご協力があればこそと、理事・事務局スタッフ一同、心から感謝しております。

その一方で、当団体の活動は、自然エネルギーの普及・拡大や地球環境保全への対応など、対象となる受益者が広範であることから、多くの時間と労力を要する事業であっても、活動への対価が生じにくいという側面があります。ここが当団体の弱点でもあり、現在この弱みを克服すべく、鋭意努力しているところであります。いずれにしても利益が伴いにくい公益性の高い活動に対しては、どうしても多くの方々からの会費・ご寄付に頼らざるを得ない面があり、今年度もみなさまのご理解とご協力を仰ぐ次第です。ご賢察、ご支援のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

なお、東京都からの仮認定を受けたことで、今後は当団体へのご寄付に対しては税制上の優遇措置が受けられることになります。また、当該設定で(仮)の字の付加は、今後の財政面での強化が要請されているものと理解され、この面での対処・対応にも、みなさまのご期待に添えるよう尽力する次第です。有益かつ、忌憚のないご助言をお待ちしております。

敬具

共同代表理事

藤井石根

柳 誠

○希望寄付金額 一口 3,000 円以上

○振込先

■郵便振替 <口座番号>00190-7-758332 <名義>太陽光発電所ネットワーク

■他の金融機関、ネットバンクからゆうちょ銀行口座への振込

<銀行名>ゆうちょ銀行 <店名>0一九店（ゼロイチキュー）

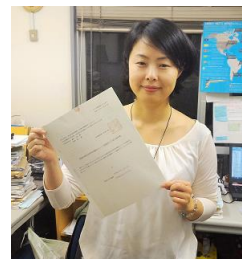
<預金種目>当座 <口座番号>0758332

<受取人氏名>トクテイヒエイリカツドウハウジンタイヨウコウハツデンショネットワーク

※ご寄付の際には、「住所・お名前・ご連絡先」が必要になることから、払込用紙から入金の場合は用紙への記入、銀行振込等の場合はメール・FAXにて、上記必要事項をお伝えください。

NPO法人太陽光発電所ネットワークは 仮認定NPO法人になりました！

太陽光発電所ネットワーク（PV-Net）は、平成27年11月17日に東京都より、公益性が高いNPO法人と認められ、「仮認定NPO 法人」となりました。これによりPV-Netへ寄付等を行う場合、税制上の優遇措置を受けることができるようになります。



個人寄付の場合、寄付金の最大約50%が戻ってきます！

PV-Netにご寄付いただいた金額から2,000円を差し引いた額の最大約50%（国税分40%＋地方税分10%※1）が所得税や住民税から控除されます※2。寄付に限らず、賛助会員（個人：一口1万円／年）の年会費も寄付金控除の対象です。正会員の場合は、別途いただいた寄付金のみ対象となります。平成28年分の確定申告（平成29年2月16日～3月15日）で控除の対象となるのは、平成28年1月1日～平成28年12月31日の入金分です。

年間1万円をPV-Netに寄付した場合

$$\begin{aligned} &\text{国税分} \quad (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円} \\ &\quad \quad \quad + \\ &\text{地方税分} \quad (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円} \end{aligned}$$

控除額

合計**4,000円**

年間5万円をPV-Netに寄付した場合

$$\begin{aligned} &\text{国税分} \quad (50,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 19,200\text{円} \\ &\quad \quad \quad + \\ &\text{地方税分} \quad (50,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 4,800\text{円} \end{aligned}$$

控除額

合計**24,000円**

★国税分と地方税分で、寄付・賛助会費の最大約50%が戻ってきます！

- ※1 地方税分は寄付金額の最大10%（都道府県民税4%＋市町村住民税6%）の控除を受けることができますが、お住まいの各都道府県と各市区町村によって、その控除の有無と控除額が異なります。詳しくはお住まいの各市町村にご相談ください。
- ※2 所得寄付額によっては、上記の税額控除方式ではなく所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

法人の損金算入限度額も拡大します

株式会社など、法人のみなさまからいただいたご寄付、賛助会費（法人：一口3万円／年）は、特別損金算入限度額の対象となり、一般のNPO法人への寄付と比較して、損金（経費）として扱うことができる金額が大きくなります。

詳しくは最寄りの税務署や国税庁、税理士などにご確認ください。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定・仮認定NPO法人にある特別枠
 $(\text{資本金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

限度額が
拡大



一般損金
算入限度額

一般のNPO

特別損金
算入限度額

一般損金
算入限度額

PV-Net

認定・仮認定NPO法人って？

認定NPO法人は、組織運営等が適正であることや、活動のメインが共益的な活動でないことなど、8つの要件を満たし、高い公益の増進に資すると各都道府県・政令指定都市に認定された法人です。認定されたNPO法人には、寄付金控除などの税制上の優遇措置があります。

一方で、「仮認定」NPO法人は、PST（パブリックサポートテスト：3,000円×100人の寄付者がいるor 寄付収入が総収入額の20%以上）を除いた7要件をクリアした法人です。認定NPO法人に対して、税制上の優遇措置が限られます。現在、PV-Netは仮認定NPO法人ですが、平成26・27年度で上記PSTをクリアし、認定NPO法人になることを目指しています。

寄付金控除 = 間接的に税金の使い道を自分で決められるということ

認定制度は、寄付金控除などの税制上の優遇措置を通して、社会的な事業を行うNPO法人への市民や企業等からの寄付を促すことにより、その公益活動を支援しより豊かな社会の実現を進める制度です。

実はこの寄付金控除は、寄付者が税金の使途に想いを反映できる画期的な仕組みなのです。例えば、50,000円を寄付した場合、控除される24,000円はどんなお金でしょうか。

これは本来、税金として国や地方自治体によって使われるはずだったお金。ある団体への寄付を税金で補填してくれる仕組みですから、間接的に「税金の使い道を自分で決められる」ということになりま

す。つまり寄付金控除を活用することで、自ら信頼する認定NPO法人にお金を託すことで、寄付者自身が望む社会にぐっと近づくことができるのです。



寄付金控除を受けるには確定申告が必要です

寄付金控除を受けるには、給与所得者※³でも最寄りの税務署へ確定申告を行う必要があります

確定申告まで、寄付・賛助会費の受領証明書を保管ください

対象となる寄付金

平成28年分の確定申告で控除の対象となるのは、平成28年1月1日～平成28年12月31日の間に入金されたものです。

確定申告の方法

確定申告書を作成し、お勤め先の源泉徴収票と、PV-Netが発行する寄付金受領証明書を税務署に提出します。確定申告の詳細は国税庁のウェブサイトをご覧ください。

発行時期

寄付および賛助会費の入金が確認できた日付で、1回ごとに受領証明書を発行し、郵送します。

宛名／発行

受領証明書の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいた名義とします。匿名および受領証明書の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。

※3 年末調整では寄付金控除を受けることができませんのでご注意ください。

寄付金控除等の税制優遇や認定制度についてのご質問は、お気軽にお問い合わせください。